

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京丹後市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人の情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京丹後市長

公表日

令和4年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果の入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤新型インフルエンザの予防接種 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二(第16の2、第17、第18、第19、第115の2の項) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二(第16の2、第16の3、第18、第115の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 電話 0772-69-0140
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 京丹後市健康長寿福祉部健康推進課 電話 0772-69-0350

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	課長 松本 裕子	健康推進課長	事後	
令和1年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	京丹後市 企画総務部 総務課 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 電話:0772-69-0140	〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地 京丹後市総務部総務課 TEL 0772-69-0140	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	京丹後市 健康長寿福祉部 健康推進課 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 電話:0772-69-0350	〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷691番地 京丹後市健康長寿福祉部健康推進課 TEL 0772-69-0350	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		新様式の追加による	事後	
令和3年2月22日	I 1. ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果の入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果の入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤新型インフルエンザの予防接種	事後	
令和3年2月22日	I 3. 法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	1 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	
令和3年2月22日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年2月22日	I 4. ②法令上の根拠		番号法第19条第7項 別表第二の115の2の項	事後	
令和3年6月8日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の115の2の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二(第16の2、第17、第18、第19、第115の2の項) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二(第16の2、第16の3、第18、第115の2の項)	事後	
令和3年6月23日	I 1. ③システム名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月4日	I 1. ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果の入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤新型インフルエンザの予防接種</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種対象者台帳の作成・出力・通知 ②予防接種結果の入力 ③予防接種済者台帳の作成・出力 ④予防接種の集計・統計分析 ⑤新型インフルエンザの予防接種 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録し、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二(第16の2、第17、第18、第19、第115の2の項) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二(第16の2、第16の3、第18、第115の2の項)</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二(第16の2、第17、第18、第19、第115の2の項) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二(第16の2、第16の3、第18、第115の2の項)</p>	事前	番号法の改正に伴う変更(令和3年9月1日施行分)
令和4年1月6日	I 3 法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条</p>	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 3 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条</p>	事後	